

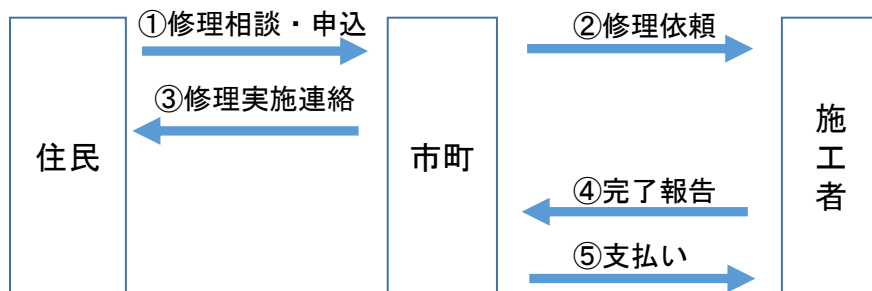
【令和8年8月27日からの大雨に伴う災害関係】

住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申し込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、修理業者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★被害から修理完了までのポイント

- ・大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
 - ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
 - ・原則、着工前に申請してください。
- 個人で既に修理業者等に支払済みの場合は、制度利用ができませんので注意してください。

対象世帯

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1世帯あたり 56,400 円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和8年9月27日（状況に応じ延長の場合あり）

※ 制度の活用・相談は下記窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

羽咋市住まいの支援窓口（市役所2階）TEL 0767-22-7196

受付時間 午前9時～午後4時